

「地域づくり」を応援します!

町では、支え合いによる地域づくりを推進するため「小坂町地域づくり交付金」により活動費の助成を行っています。

◆申請可能な団体

自治会、ボランティア団体、NPO法人、町民が組織する推進協議会など

◆助成額

上限20万円(上限額までは全額を助成)

◆助成対象となる事業

地域の活性化及びにぎわいづくり、地域内のコミュニティ形成推進、郷土芸能や伝承行事の保存・伝承、子どもの健全な育成など

◆助成対象とならない経費

人件費・報酬、視察等の旅費、飲食を主とする経費、単なる備品の購入費、施設改修・維持管理を主とする経費、団体の活動経費、金券・賞品等の購入費

◆申請方法

申込期限の10月27日(金)まで事業計画書などの必要書類をご提出ください。

申請要件の確認や書類作成のご相談は、下記担当へお問い合わせください。

■お問い合わせ先 総務課企画財政班 (TEL29-3907)

融雪装置設置費補助事業

町では、冬期間における快適な生活空間の確保と町民の雪処理にかかる負担軽減を図るため、融雪装置設置費用に対して補助金を交付します。

対象装置	補助費
<ul style="list-style-type: none"> ●融雪槽 ●融雪機 ●ロードヒーティング ●屋根融雪 	<p>工事費×1/3 (最大30万円)</p>

落雪の恐れがある屋根には雪止め設置を検討しましょう

屋根雪の道路への落雪は、交通を遮断するだけでなく、人命に関わる場合がありますので、屋根雪の落下防止の雪止め設置を検討してください。

雪止めの設置や屋根の改修には住宅リフォーム補助金が適用になる場合がありますのでご相談ください。

■お問い合わせ先 建設課建設班 (TEL29-3910)

令和6年度分軽油引取税免税証(農業用)交付申請の(仮)受付について

- 農業用免税軽油制度は、法律上、令和6年3月31日で終了することになっておりますが、制度が継続された場合に対応するため、令和6年度使用分の免税証交付申請の集合(仮)受付を行います。
- 制度が継続されない場合免税証は交付できません。制度が継続された場合は4月上旬に免税証をお渡しする予定です。
- 総合県税事務所鹿角支所での(仮)受付は、令和6年2月1日から行う予定ですが、一度の来所で済む郵送での申請もご利用ください。郵送申請の際は、切手を貼った返信用封筒も同封してください。郵送申請の受付期間は12月1日から12月31日までとなります。
- 詳細は「美の国あきた(県ウェブサイト)」をご覧ください。(コンテンツ番号：66308)

●集合受付日程

地域	受付日	時間	会場
鹿角市・小坂町	11月15日(水)	13時～15時	鹿角地域振興局 3階 大会議室

●集合受付日程

- ①申請に必要な書類については、前回免税証交付時にお渡しした「農業用免税証交付申請の手続きについて」または「美の国あきた(県ウェブサイト)」をご覧ください。(コンテンツ番号：7689) 各書類は課税第二課及び県税事務所各支所で配布しています。また、一部を除きウェブサイトよりダウンロード可能です。
- ②申請内容・書類に不備があり、連絡がつかない等の場合、希望どおりの交付にならない場合がありますので、申請書に日中連絡のつく連絡先を必ず記入してください。
- ③集合(仮)受付時に報告書の提出が間に合わない場合は、前回交付した免税証の有効期限から、1か月以内に提出をお願いします。(集合(仮)受付時の提出は不要です。)

■お問い合わせ先 秋田県総合県税事務所課税部課税第二課 (TEL018-860-3341)